

OECD環境保全成果レビュー・対日審査報告書における「結論及び勧告」について

1. OECD環境保全成果レビューについて

OECDの環境保全成果レビューは、OECD環境政策委員会・環境保全成果ワーキングパーティーにおいて、OECD加盟各国が、環境政策の取組状況について相互に審査を行うものであり、1992年に開始された（我が国は前回、1993年に第1回の審査を受けており、今回は2回目となる。）

2. 今回の対日環境保全成果レビューの日程

今回の対日審査については、昨年5月にレビュー・ミッションが来日し、ヒアリングが行われており、第21回OECD環境政策委員会・環境保全成果ワーキングパーティー会合（1月9日（水）～1月11日（金）於：パリOECD本部）における議論を経て、審査報告書が承認された。

審査報告書は、「本文」並びに「結論及び勧告」からなり、「結論及び勧告」については審査会合終了後、事務局より公表された。なお、「本文」を含めた全体は、本年5月以降に公表予定。

3. 審査報告書の内容

今回の審査は、前回1993年の審査後の我が国の環境行政の進展を対象に行われ、環境政策における効率性の向上、経済・社会政策における決定への環境配慮の統合、国際的な環境協力の強化、の3つの視点から、大気・水行政、廃棄物行政、気候変動対策にいたるまで幅広く対象とされた。

4. 「勧告」における温暖化対策に係る税制に関連する記述（抜粋）

環境配慮の経済的な意志決定への統合

- ・ 引き続き環境に関連する諸税をより環境にやさしい形に再構築すること。
- ・ より持続可能な交通手段を推進するとともに環境コストを内部化する観点から、運輸インフラストラクチャーへの需要と予算配分により柔軟性を導入することに注意を払いつつ、道路燃料及び自動車税制の制度の見直し及び一層の展開を進めること。

気候変動

- ・ 国内及び国際的な約束の達成のため、（税・課徴金等の経済的手法の利用拡大を含む。）バランスのとれたポリシーミックスを組み込んだ地球温暖化対策の国内制度を構築すること、環境に関連する諸税を温室効果ガスの削減その他の観点から、適切な場合には、検討し一層発展させること。